

美術品等の減価償却についての改正

平成 27 年 1 月 1 日以後に取得する美術品等の減価償却について取扱いが改正されました。

1. 改正の内容

【改正前】

改正前の通達では、①美術関係の年鑑等に掲載されている作者の制作に係る作品であるか、②取得価額が 1 点 20 万円以上であるかにより、減価償却資産に該当するかを判定しました。

【改正後】

平成 27 年 1 月 1 日以後に取得する美術品等については取得価額が 1 点 100 万円以上であるときは、非減価償却資産ですが、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」は、その取得価額が 100 万円以上であっても減価償却資産として取り扱われることになりました。

1 点当たりの取得価額 100 万円未満	原則として減価償却資産 (「時の経過によりその価値の減少しないことが明らか」である場合には、非減価償却資産)
1 点当たりの取得価額 100 万円以上	原則として非減価償却資産 (「時の経過によりその価値の減少することが明らか」である場合には、減価償却資産)

※ 「時の経過によりその価値の減少することが明らか」とは次の全てを満たす美術品等です。

- ① 会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として取得されるものであること。
- ② 移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであること。
- ③ 他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものであること。

2. 平成 27 年 1 月 1 日より前に取得した美術品等の取扱い

平成 27 年 1 月 1 日より前に取得した美術品等であっても、平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度（以下「適用初年度」といいます。）に減価償却資産に該当するかの再判定を行い、減価償却資産に該当することとなった美術品等に関し、その適用初年度以後の事業年度において減価償却を行うことができます。適用初年度において減価償却資産の再判定を行わなかった美術品等については、減価償却を行うことはできないのでご注意ください。

3. 固定資産税との関係

減価償却資産として取り扱われることとなった美術品等につきましては、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。